

資金決済に関する法律に基づく ヤナゲン発行「全国百貨店共通商品券」の 利用終了及び払戻し実施のお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、ヤナゲン発行の「全国百貨店共通商品券」につきまして

令和 6年 8月 31日(土)をもちまして

ご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項の
規定に基づき払戻しを実施させていただきます。

未使用のヤナゲン発行「全国百貨店共通商品券」をお持ちのお客様は
ご利用終了日(令和6年8月31日)までにご利用いただくか
払い戻し期間内にお申し出頂きますようお願いいたします。

ご利用終了及び払戻しを行う商品券

ヤナゲン発行「全国百貨店共通商品券」



ご利用期限 令和 6年 8月 31日(土)

払戻しのお申し出期間

令和 6年 9月 1日(日)～令和 6年 11月 29日(金)

受付時間 午前 10 時～午後 5 時まで (土曜・日曜・祝日を除く)

※上記お申し出期間経過後は、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

払戻しのお申出方法 (郵送受付のみ)

**お申出される方の住所、氏名、連絡先、未使用商品券の枚数を
お電話にて、下記窓口までご連絡ください**

ご連絡いただきましたら、「商品券払戻申請書」を送付いたしますので、必要事項をご記入いただき、
未使用の商品券を同封の上、返信ください。返信された払戻申請書記載内容と未使用商品券を確認し
指定口座へ額面の合計金額をお振込いたします。(振込手数料、返信用切手代は当社が負担いたします)

申請書類等一式を受領後、お振込まで1ヶ月～2ヶ月程度、お日にちを頂戴いたします。

なお、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

お問合せ先

株式会社ヤナゲン 商品券払戻し窓口 岐阜県大垣市高屋町1丁目56番地

☎ 0584-78-1111

午前 10 時～午後 5 時
(土曜・日曜・祝日を除く)